

こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託 仕様書

本仕様書は、上毛町（以下、「町」という。）が発注する、こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

1 業務名 こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”実施業務委託

2 業務目的

こうげ大池 灯りの祭典“灯籠祭×イルミネーション”（以下、「灯りの祭典」とする。）は、「町の顔」と位置付ける大池公園に灯籠及びイルミネーションを灯し、幻想的な空間を創り出すことにより、交流ゾーンである大池公園周辺の魅力発信につなげるとともに、地域、企業、学校等との協力体制により実施することで、「協働によるまちづくり」の推進を図り、町が掲げる「みんなが輝くまち上毛」の実現を目指すことを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 履行場所 大池公園周辺（別添「会場配置計画図」参照）

5 業務内容

5-A ステージイベント開催について

(1) 開催日程について

- ①開催日 令和8年10月4日（日）
- ②開催時間 17時～20時
- ③開催場所 大池公園周辺

※ステージイベントは親水テラスでの開催とする。（小雨決行）

※雨天時は屋内（上毛町立体育館ループアリーナを想定）においてステージイベントのみ開催。

※開催判断は、「(7) 天候不良時等のステージイベント会場変更及び開催判断に関すること」を参照。

(2) ステージイベントに関すること

- ①ステージの運営と運営にかかる音響等の機材の設置・撤去及び必要な電源を確保すること。

※ステージの参考基準（10m×6m）

- ②音響・照明等の専門的技術者を配置するとともに、進行台本を作成し、円滑なステージ運営を行うこと。また事前のリハーサルも含め、関係者・出演者と十分に調整を図ったうえで運営を行うこと。

- ③ステージイベント内にて、こども神楽フェスティバルの実施を予定すること。

そのため、イベントのプログラムに計3団体（1枠15分×3団体×1日間）の出演枠を確保し、各団体と演目の調整を行うこと。なお、演出及び公演内容の都合上必要な場合は時間の調整も可能である。

- ④イルミネーションの点灯演出についてもステージイベントのプログラムに組み込むこと。

- ⑤臨時駐車場から会場までの送迎用のシャトルバス（マイクロバス）を2台×1日間、運転手付きで用意すること。

(3) 出演者およびプログラムに関すること

- ① イベント当日のプログラム構成、司会進行を行うこと。
- ② ステージ演目は、音楽イベント（アーティストによる歌唱や演奏など）をメインとし、幅広い客層に喜ばれ、集客効果が見込まれる内容とすること。

(4) 会場内のレイアウト・設営・撤去等に関すること

- ① 飲食店を概ね8店舗出店させること。なお、出店形態はキッチンカーによるものも可とする。
 - ※ 飲食店の出店については、原則として町内業者及び近隣地域の業者を優先的に選定すること。
 - ※ 出店メニュー、飲食ジャンルについては、町と協議の上、決定すること。
- ② 出店用テント、運営本部テント、音響用テント、出演者用テント、それらに伴うテーブル・椅子等の備品の設置及び撤去を行うこと。
- ③ 東側駐車場周辺への仮設トイレの設置・撤去及び汲み取りを行うこと。
- ④ 急な降雨に対応するため漏電対策を行うこと。
- ⑤ 会場内に町のホームページ、イベント情報等を二次元コード（QRコード）等から入手できる設備を10か所以上設置すること。

(5) 駐車場管理及び警備等に関すること

- ① 駐車場は会場周辺（別途「会場配置計画図」参照）を使用する。
- ② ステージイベント警備、車両交通誘導、各駐車場整理について、人員配置等を含めた「警備・誘導計画」を作成し、渋滞対策、安全確保に努めること。
- ③ 駐車場Dには照明が無いため、利用者が安全に利用できるよう仮設の照明設備を4台以上準備すること。

(6) 出店者・出演者の管理・運営に関すること

- ① 出店者・出演者の手配及び説明業務を実施し調整を行うこと。
- ② 出店者が出店に必要な申請手続き（保健所、消防署等）を代行し行うこと。
- ③ ステージ出演者のケータリング（食べ物や飲み物等）を準備すること。

(7) 天候不良時等のステージイベント会場変更及び開催判断に関すること

- ① 開催日前日の判断については次のとおりとする。
 - ア イベント会場変更の基準は「当日大雨予報の場合等」とする。
 - イ イベント中止の基準は「上毛町に暴風・大雨・洪水警報が発令されると予想される場合等」とする。
 - ウ 判断時期については、10月3日（土）の17時までとする。
- ② 開催日当日の判断については次のとおりとする。
 - ア イベント開催当日の会場変更は行わないこととし、屋外で実施できない場合は中止とする。
 - イ イベントの中止基準は「上毛町に暴風・大雨・洪水警報が発令されている場合」または「公共交通機関の鉄道・バスが運行中止（予定）している場合等」とする。
 - ウ 判断時期は随時とする。

5-B イルミネーション設置について

(1) イルミネーション点灯日程について

- ① 点灯期間 令和8年10月4日（日）～令和9年1月12日（火）

②点灯時間 17時～23時

③設置場所 大池公園内（別添「会場配置計画図」参照）

(2) イルミネーション設営等に関すること

①イルミネーションは町が所有するものを使用し、保管されているイルミネーションの点灯チェック（電球切れ・ケーブル破損の有無）及び本数確認を行うこと。その際、イルミネーションの不良が見受けられた場合は廃棄対象とする。点灯チェック及び本数確認の結果については報告書を提出すること。

②点検の結果、使用可能な電球数が15万球に満たない場合は不足分を購入すること。提案内容には最大2万球程度の購入費（2,640,000円（税込））を見込むこと。

③装飾や配線等は、歩行者、通行車輛などに支障のないようにすること。

④夜間消灯時においても、歩行の支障とならないようにすること。

⑤歩行者等が作品に触れることを想定し、安全及び悪戯防止対策を考慮すること。

⑥樹木等への施工に際しては、傷つけないよう十分配慮すること。

⑦配線は原則として上空に設置すること。地上に配線を行う場合は、歩行者が通らない場所とし、施工方法に関しては町の上承を得ること。

⑧開催期間終了後、原状復帰を行うこと。これにかかる費用は全て受注者負担とする。

⑨イルミネーションで利用する電源については大池公園内のものを利用することとし、屋外電源処理を確実にを行うこと。大池公園内の電源以外から給電する場合に必要な費用は受注者の負担とする。

⑩イルミネーションの設置場所は配線前に除草作業を行うこと。

(3) イルミネーション作品の製作に関すること

①灯籠の設置に支障のないデザインとすること。また、灯籠撤去後に不自然な見た目とならないよう工夫したデザインとすること。

②施工範囲のすべての樹木を装飾する必要はない。

③昼間景観や夜間景観など周辺環境を考慮し、効果的にデザインすること。

④大池公園が全体の中心（主軸）となるようにデザインすること。

⑤デザインにあたり著作権等に注意すること。

(4) 環境配慮に関すること

イルミネーションはLEDライトを使用する等環境へ配慮すること。

(5) イルミネーション設置期間中における条件に関すること

①点灯時間は厳守すること（デジタルタイマーを使用・アナログ不可）

②定期的（月1回程度）に巡回・点検等、メンテナンスを行うこと。

③トラブル発生時には、迅速に対応ができる体制を整備すること。

④設営から撤去期間まで、施設賠償保険に加入すること。（身体賠償：1名3億円、1事故10億円、対物賠償：1事故5億円）

⑤イルミネーション設置期間を通して来場者数を把握し、報告書として提出すること。（人感センサー等による把握及び集計を想定。）

6 各種条件

(1) 広報・宣伝に関する条件

①ポスター及び告知用チラシの作成に係る仕様は次のとおりとする。なお、デザイン制作も業務に含むものとし、納品先は上毛町役場企画開発課とする。

ア ポスターの作成

- ・体裁 A1版、片面フルカラー印刷
- ・作成部数 100枚

イ チラシの作成

- ・体裁 A4版、両面フルカラー印刷
- ・作成部数 4,000枚

②プロポーザルでの提案に基づき、その他の広報・告知業務を行うこととする。

(2) その他の条件等

①報告書A4版の正本1部と電子データを提出すること。

②イベント保険に加入し、運営上の瑕疵により、来場客など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払う保険に加入すること。

7 実施計画、設営・撤去

(1) 実施計画書の作成

①本仕様書及びプレゼンテーションの内容を踏まえた、実施計画書を作成すること。

②実施計画書の記載内容

- ア 企画概要（全体のイメージ、施工箇所ごとのデザイン、配置図等）
- イ 設置場所ごとに設置するLEDの種類・個数等
- ウ 仮設配線概要図
- エ 環境への配慮、安全への配慮
- オ ステージイベントの内容、出演者（案）
- カ 出店の場所、内容
- キ 設置スケジュール等（撤去含む）
- ク 見積書（内訳がわかるもの）
- ケ その他必要なもの

③実施計画書作成にあたっての条件は「5 業務内容」及び「6 各種条件」を参照のこと。

(2) 設営・撤去

①必要に応じ、警察、電力会社、施設管理者、関係機関等との協議及び、申請手続き資料の作成等を行うこと。

②設営撤去にあたり、常に細心の注意を払い、十分に安全を図ること。

③令和8年9月14日(月)～9月30日(水)の間に、イルミネーションの試験点灯、点灯式のリハーサル等を行い、町から指摘箇所があった場合には修正のうえ、期間内に再度実施すること。

④イルミネーション点灯期間終了後速やかに撤去作業を開始し、令和9年1月22日(金)までに完了させること。なお、撤去完了後、町の完了確認検査を受けること。

8 契約及び支払い

(1) 契約方法について

受託候補者と随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 支払いについて

町の完了確認検査後、一括で支払う。ただし、灯籠祭終了後、一部完了報告書を提出し町による一部完了検査を受けることで部分払い請求をすることができる。部分払い請求できる金額については、ステージイベントの運営に係る経費の10分の9以内の額とする。

9 その他

(1) 受託者はイベント等の中止又はステージイベントの会場変更を行う必要が生じた場合は、速やかに町に報告して判断を仰ぐこと。イベント等の中止の判断は町が行う。

なお、やむを得ずイベント等を中止した場合は、下記のとおり対応するものとする。

①イベント等の中止が、受注者の都合に起因する場合は、中止までに要した経費は、全額受注者の負担とし、業務委託料から減額する。

②イベント等の中止が、不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止、天候不良等に起因する場合は、イベント等の中止までに要した経費は、町と受注者が協議の上、双方の負担金額を決定し、それぞれが負担する。なお、中止したイベント等に係る経費の内、中止によって不要となった経費については、町と受注者が協議の上、金額を決定し、業務委託料から減額する。

(2) 本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、これを定める。